

令和2年度女性医療職等の働き方支援事業実施団体公募要領

1. 総 則

本要領は厚生労働省が女性医療職等の働き方支援事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）により行う、女性医療職等の働き方支援事業（以下「本事業」という。）を実施する団体を公募により選定するための手続き等を定めたものである。

2. 事業の目的

近年、医師における女性の割合が高まっており、医師全体の約2割、国家試験合格者では約3分の1が女性となっている。一方、女性医師の中には、出産・育児・介護等によりキャリアを中断せざるを得ない場合があり、女性医師の働き続けやすい環境整備の在り方が課題となっている。また、男性医師や医師以外の医療従事者も含めた勤務環境改善等の支援も必要となっている。

このような状況を踏まえ、女性医療職等がキャリアと家庭を両立出来るような取組を構築する機関を選定し、普及推進可能な効果的支援策モデルを構築するための経費等を支援することで、女性医療職等のキャリア支援の充実を図ることを本事業の目的とする。

3. 本事業の内容

実施要綱3による

4. 事業の実施主体

公募により選定された団体

5. 事業の期間

厚生労働省において事業の採択を決定した日から2021年3月31日まで

6. 本事業に係る補助金の交付について

(1) 本事業の補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}_{労働省}令第6号）の規定によるほか、別に定める「医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）の定めるところによる。

(2) 本事業に係る補助金の交付については、6,477千円を基準額（上限額）とする。

なお、補助金の内容は、事業実施に必要な経費（職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、会議費、通信運搬費、雑

役務費、借料及び損料、社会保険料)に限る。

7. 応募団体に関する諸条件

本事業の応募者（以下、「応募団体」という。）は、次の条件を全て満たす団体であることとする。

- (1) 本事業に関する会計処理等の事務処理を適切に実施できる能力を有する団体であること。
- (2) 本事業を実施する上で必要な経営基盤を有し、資金等に管理能力を有すること。
- (3) 日本に拠点を有していること。
- (4) 厚生労働省から補助金交付等停止、又は指名競争入札における指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 予算決算及び会計令（昭和 22 年 4 月 30 日勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

8. 応募方法等

(1) 企画書の作成及び提出

「女性医療職等の働き方支援事業応募申込書」（別紙様式 1）とともに、企画書記載項目①～⑥について具体的に記載した「女性医療職等の働き方支援事業企画書（以下「企画書」という。）」を作成し、下の提出期間内に提出すること。

【企画書記載事項】

※企画書は、用紙サイズは A 4 とし、様式は任意とするが、以下の項目について具体的に記載すること。

- ①事業実施に係る会計処理等の事務処理の実施体制
- ②普及可能な効果的支援策（案）※
- ③効果的支援策作成にかかる会議の実施計画
- ④効果的支援策の実証計画（案）
- ⑤女性医師支援の取組実績及び評価
- ⑥事業費の積算（別紙様式 2 による）

※②については、「女性医師のさらなる活躍を応援する懇談会」報告書（平成 27 年 1 月 23 日）の内容（下記参照）を踏まえたものであること。

- ・職場に理解にかかる取組（管理者研修の活用等）
- ・相談窓口等にかかる取組（選任スタッフの配置等）
- ・勤務体制にかかる取組（短時間正規雇用等）
- ・診療体制にかかる取組（複数主治医制等）

- ・ 保育環境にかかる取組（病児保育等）
- ・ 復職支援にかかる取組（実技実習等）

（２）応募方法

提出期間及び提出先等は以下のとおり。

① 提出期間

令和２年４月３０日（木）～令和２年５月２７日（水） ※消印有効

② 提出先及び問い合わせ先

提出先：〒100-8916 東京都千代田区霞が関１－２－２

厚生労働省医政局医事課医事係 あて

※ 郵送する場合は、封筒の宛名面に「女性医療職等の働き方支援事業企画書在中」と朱書きで記載すること。

問い合わせ先：厚生労働省医政局医事課医事係

TEL：03-5253-1111（内線2568）

FAX：03-3591-9072

※ 問い合わせは、平日の午前9時30分から午後17時30分（正午～午後1時を除く）とする。

② 提出書類及び部数

ア 女性医療職等の働き方支援事業応募申込書（別紙様式1）・1部

イ 女性医療職等の働き方支援事業企画書・・・・・・10部

ウ 団体経歴（概要）、団体定款等の応募団体の活動が分かる資料・・・10部

9. 実施団体の選定について

厚生労働省医政局医事課において、応募団体が応募条件に該当する旨を確認の上、医政局に設置する「女性医療職等の働き方支援事業に係る企画書評価委員会」において、提出された企画書等の評価（非公開）を行い、その結果に基づき実施団体を選定する。